

学校感染症とその出席停止期間（平成 24 年 4 月改訂版）

学校保健安全法施行規則が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されました。学校において予防すべき感染症（第 1 種・第 2 種・第 3 種）にかかった場合は出席停止の扱いになります。

飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い第 2 種の感染症の出席停止期間が下記のように一部改正されましたのでご確認下さい。

* 学校保健安全法施行規則の一部改正にともなう改正箇所に下線を引いています。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第 2 種	・ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	・ 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで
	・ 百日咳	・ 特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・ 麻しん（はしか）	・ 解熱した後 3 日を経過するまで
	・ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・ 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・ 風しん（三日はしか）	・ 発疹が消失するまで
	・ 水痘（水ぼうそう）	・ すべての発疹が痂皮化するまで
	・ 咽頭結膜熱（プール熱）	・ 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	・ 結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u>	・ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		ただし、結核、 <u>髄膜炎菌性髄膜炎</u> を除く第 2 種の感染症については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれないと認めたときは、この限りではありません。

[参考] インフルエンザにおいては、最短でも、発症後 6 日目からの登校になります。

